

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市シルバー人材センター運営事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、公益社団法人佐渡シルバー人材センターが行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	公益財団法人佐渡シルバー人材センター
補助対象経費	高齢者就業機会確保事業、シルバー人材センター企画事業に係る経費
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
※類似補助金の統合メニュー化	
補助金額（定額、上限、下限等）	高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱第4条及びシルバー人材センター事業執行方針に基づく基準額の算定により、センターに対する内示額を限度額。 在宅高齢者の生活支援事業に要する経費のうち、2分の1の額（10円未満切捨て）を補助する。ただし、1回当たりの上限額を5,000円とする。
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	高齢者の雇用支援：登録会員数1,000人 高齢者の就業拡大：事業受託数8,200件 ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者の就業機会を増大させ、福祉の増進を図ることを目的として実施するため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成19年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助切終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 公益財団法人佐渡シルバー人材センターと直接実施
事業担当（担当部署）	高齢福祉課 高齢福祉係
（電話番号）	0259-63-3790